

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第１項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第１５９条第１項第１８号の規定に基づき公示する。

令和３年８月１０日

計量法第１３５条第１項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
ベリリウム標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
けい素標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの		
ジルコニウム標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの		

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第２項の規定に基づき、同項第１号の特定標準器による校正等を行う者、同項第２号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第３号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和３年８月１０日

計量法第１３５条第２項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ベリリウム標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの	ベリリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という）を用いて製造されたもの
	けい素標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの	けい素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
	ジルコニウム標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの	ジルコニウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの